

表 1 補装具と日常生活用具の定義

補装具	日常生活用具
<p>1) 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。</p> <p>2) 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。</p> <p>3) 医師等により専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。</p>	<p>1) 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。</p> <p>2) 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。</p> <p>3) 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。</p>